

東広島市立図書館の第2期指定管理者制度の導入について

1 導入の概要

東広島市立図書館の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うとともに、市民サービスの更なる向上を図るために、東広島市立図書館（7館）を一括して管理する指定管理者を広く公募の方法により募ることとする。

2 施設の概要

(1) 対象施設

東広島市立図書館（全7館）

図書館名称	施設延床面積(m ²)	蔵書数(冊) (平成30年度末時点)	従業員数(名) (令和元年12月1日時点)
中央図書館	4,397.68	331,767	36
サンスクエア児童青少年図書館	575.75	87,796	9
黒瀬図書館	870.78	160,097	9
福富図書館	253.26	27,059	6
豊栄図書館	57.09	16,946	3
河内こども図書館	646.65	55,749	6
安芸津図書館	271.37	42,746	5
合計	7,072.58	722,160	74

(2) 根拠規定

東広島市図書館設置及び管理条例（平成27年条例第43号）

(3) 現指定管理者

株式会社図書館流通センター（指定期間：平成28年4月1日から令和3年3月31日まで）

3 公募の概要

(1) スケジュール

内容	時期
公募要項及び仕様書の配布公開	令和2年4月下旬～令和2年5月中旬
公募説明会及び施設見学会の実施	令和2年5月中旬
公募に関する質問事項の回答	令和2年6月上旬
申請書類の受付	令和2年7月上旬
審査（書類審査及び審査会への諮問）	令和2年7月上旬～令和2年7月下旬
審査結果の通知及び公開	令和2年8月上旬
指定管理者の指定	令和2年9月議会に上程

(2) 第2期指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）